

# 令和2年度 第4回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

## 【日 時】

令和2年12月3日（木曜）午後1時30分から午後2時40分

## 【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

## 【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、  
南委員、菊地委員、松井委員、有川委員、平崎委員、広岡委員

計13名

（欠席委員：川本委員、熊谷委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、  
保健所保健管理課、各区健康福祉課、学校支援課

## 【傍聴者】

2名

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・ p 19
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 20

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第4回新潟市障がい者施策審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしたものとして、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】 計画に対する意見
- ・【資料2】 パブリックコメントの実施について
- ・【参考資料1】 第4次新潟市障がい者計画（素案）
- ・【参考資料2】 第6期新潟市障がい福祉計画 第2期新潟市障がい児福祉計画（素案）

以上4点となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、川本委員、熊谷委員からご欠席の連絡を頂いております。15名の委員のうち13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

新潟市福祉部、佐久間でございます。本日もご多忙の中、当審議会にご出席たまり、まことにありがとうございます。本日の障がい者施策審議会は、今年度4回目となります。先回11月の第3回では、次期計画の素案をお示しさせていただきました。本日は前回の審議会でのご意見を踏まえ、あらためて次期計画の素案をご審議いただきたいと考えております。本日ご審議いただいた後、12月21日からパブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見も伺いたいと考えております。委員の皆様におかれましては、9月から毎月審議会にご出席いただきましたこと、あらためてお礼を申し上げます。

結びになりますが、本日も皆様方からご忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

(佐久間福祉部長)

ありがとうございました。なお、佐久間福祉部長は、議会对応のためこれにて退席させていただきます。

### 3. 議事

#### (1) 第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の素案について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長、お願いいたします。

(有川会長)

はい。皆さん、こんにちは。この3回、4回までの期間が非常に短い中で、皆さんにも素案等読んでいただきまして、いろいろなご意見等も頂けております。いよいよパブリックコメントまでの大詰めになってきている段階でもありますので、ぜひまた活発な皆さんのご意見、ご感想等も頂ければというふうに思っております。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。おおむねの時間配分なんですけれども、(1)の第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の素案についてを40分程度、(2)のパブリックコメントの実施についてを30分程度予定しております。この予定で進みますと、若干早く終わる予定なんですけれども、会場のほう3時30分までを一応予定しておりますので、予定では早く終わる予定なんですけれども、もし活発なご意見等ございましたら、ぜひ皆さんのほうからお願いしたいと思っております。3時30分までには会議を終えたいと考えていますけれども、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事(1)第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

障がい福祉課の長浜でございます。それでは、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは議事(1)第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の素案について、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。こちらの資料は、前回の審議会で、委員の皆様から頂いた意見をまとめたものになります。初めに、第4次新潟市障がい者計画に対する意見と、それを踏まえた修整点等について説明をいたします。

1番の、基本理念・基本目標では、「医学モデルと社会モデルに大きな差があると感じているが、新潟市としてどちらの立場に立ち、どのようなことに強くメッセージ性を持っていくのか、もう少し具体的に記載したほうがよい」とのご意見を踏まえまして、基本目標「地域社会の障がいに関する理解の促進」の項目に、障がいや障がい制度などによって人権が失われることのないようにといった、地域リハビリテーションに関する内容を、追記をいたしました。

続きまして2番の、「障がいのある人とは」ですが、1点、初めに訂正でございます。意見内容の欄に、「状態にある人」という記載がありますがけれども、正しくは「状態にある人」というのが正しくなりますので、修正のほうお願いいたします。内容についてですけ

れども、文中、「継続的に日常生活または社会生活に相当な制限・制約を受ける状態にある人となっているが、相当“な”なのか、相当“の”なのか」といったところの確認について、ご意見を頂きました。こちらにつきましては、障害者基本法第2条で、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しているため、私どもの計画においても、法律の表記に合わせ、相当“な”という表記にいたします。

次に3番「障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」と、4番の「精神保健と医療施策の推進」ですけれども、どちらについても、「現状と課題」といったところと、「施策の方向性」というところで、文章が重複して、ちょっと長文になっていると。もう少し工夫はできないかといったご意見がございましたので、「現状と課題」、それから「施策の方向性」の文章の重複を修正し、わかりやすい文章となるように、内容を修正いたしました。

次に5番「学校教育の充実」ですが、「障がいのない児童が、障がいの体験会等を通して、障がいに対する理解を深めていくことが大切であるため、理解促進に関する福祉教育など、通常学級へのアプローチについて、この項目でも追加してほしい」といったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」のほうに、福祉読本を活用した障がい理解について、追記をいたしました。

次に6番、同じく「学校教育の充実」ですけれども、教育現場で教育を受けていない人について、何人ぐらいいて、何が課題で、現場はどう考えているのかといったご質問がございましたので、こちらのほうについては教育委員会のほうにも確認をさせていただきました。令和元年の市内の不登校者数が、小学生は354人、中学生794人という回答を頂きました。また現場のほうでは、支持的風土の学校づくりを土台として、不登校を生まない手立て、再登校・教室復帰を目指す手立てを講じ、関係機関と連携しながら取り組んでいるというふうに伺っております。

次に7番「雇用促進と一般就労の支援」ですが、教育委員会の法定雇用率を追加したらどうかといったご意見を踏まえまして、「現状と課題」のところに、現在記載している民間企業、地方公共団体等に加え、教育委員会の法定雇用率を、追記をいたしました。

次に8番「権利擁護の推進」ですが、障がい者虐待という言葉だけではなく、もっと障がい者虐待の内容について、具体的に記載したほうがよいといったご意見がございましたので、「施策の方向性」のほうに、通報や届出の受理、保護のための相談や対応といった、障がい者虐待の具体的な対応についても追記をいたしました。

次に9番「障がいと障がいのある人に対する理解の普及」ですが、ヘルプマークの運用・周知啓発など、施策推進活用に加えていただきたいといったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」に、ヘルプマークと、障がいに関する各種マークの周知・啓発について、追記をさせていただきました。

続いて、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画に対する意見と修整点等について説明いたします。

資料のほうそのまま続いて10番になります。「強度行動障がいのある人や、高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実」ですけれども、強度行動障がいに対する適切な支援ではなく、改善に向けた内容に修正をし、市の姿勢を示したらどうかといったご意見を踏まえ、「改善に向けた適切な支援ができるように」というふうに、表現を修正をいたし

ました。

次に 11 番「障がい福祉サービス等利用状況」ですけれども、計画の中の 11 ページ以降、点字の資料では 30 ページ以降になるんですけれども、こちらのデータには難病に関する数値が入っているのかどうかといったご質問を頂きました。回答といたしましては、資料のほうのデータには、障がい福祉サービス等を利用している難病患者も含めた数値というふうになっているところでございます。

頂いた意見に対する対応については以上でございますけれども、頂いた意見とは別に、私ども事務局のほうで、何か所か修正した点がございますので、そちらのほうを、参考資料、計画の素案を参考に、ご説明をいたします。

初めに、参考資料 1、第 4 次新潟市障がい者計画（素案）の 12 ページ、点字の資料では 43 ページになります。12 ページ、点字では 43 ページの（2）地域生活支援拠点等の現状についての項目があるんですけれども、これまでの素案では、①の相談、それから②の緊急時の受け入れ・対応といった項目を、現状行っているということで記載をしておりましたけれども、現時点で、もしくは今年度中に、③の体験の機会・場というものと、⑤の地域の体制づくりといったところにも取り組むという予定となっておりますことから、計画策定時期の来年の 4 月に合わせて、内容を追加いたしました。

③の体験の機会・場については、基幹相談支援センターが担当区内のグループホームの状況を定期的に確認し、空き室を把握することで、計画相談事業所等との連携により、利用者の意向に沿った、適切な体験利用につなげる取り組みを始めているところでございます。

それから⑤の地域の体制づくりにつきましては、基幹相談支援センターが、各区自立支援協議会に事務局としてかわり、地域連携を図りながら、各区の体制について協議を進めるとともに、今年度から、相談支援連絡会に地域生活支援拠点班を設置して、各区での取り組みと連携した、全市的な体制整備を図っているところでございます。

残る 1 つの④の機能として、専門的な対応・人材というのがありますが、こちらにつきましても、早期の整備を目指して、次期計画であります、第 6 期新潟市障がい福祉計画の期間内に整備できるように、取り組んでいきたいと考えております。

続いて、参考資料の 2、第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画（素案）の 33 ページ、点字資料では 79 ページになります。こちらのページに、ウ：居住系サービスの③施設入所支援という項目がございますが、こちらのこれから 3 年間のサービス提供量について、県との調整が必要であったため、これまでは現行計画を維持するものとして、毎年度 623 人ということで見込んでおりましたけれども、現時点での県との調整状況を踏まえ、令和 5 年度の見込量を、642 人に修正をしております。現在施設入所待機者のうち、早期に入所が必要だと思われる待機者が、約 80 人おりますので、令和 5 年度末までに、約半分の 40 人が入所できるように取り組んでいきたいと考えまして、数値のほう修正をさせていただきました。なお、県の計画案がまだ確定していないため、今後の調整状況によっては、あらためてまた修正する可能性があるということも、あらかじめご承知おきいただければと思います。

次に、同じ資料の 40 ページ、点字資料では 95 ページをご覧ください。（8）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みという項目がございますが、これまでは、新潟

県が実施する相談支援従事者初任者研修への職員の参加を見込み、毎年度3人としていましたが、こちらの見込み量を毎年15人と修正をいたしました。これは新潟県のほうへ、対象となる研修について確認したところ、障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するものであると市町村が判断すれば、国保連や国、市町村が実施する研修でも、見込量に含んでもよいといった回答を頂いたので、本市が実施する強度行動障がい者・児実施研修や、社会福祉法人会計研修等への本市職員の参加を、新たに見込んだというところがございます。

第4次新潟市障がい者計画の素案に関する説明は以上になります。よろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。この間の3回のこの会議をへて、いろいろ素案を修正・改善していただいて、本当にありがとうございます。ちょっと落ち穂拾いの的というか、この間3回の中で、すでに質問や意見を言ったことで、今回配られた現段階での素案の中で、どのように反映されているかがよくわからない点があくつかありましたので、その部分の確認ということでさせていただきたいと思ひますし、今回読み直してみても見つけて、どうかなと思ひた点もあるので、新たな分として、今さらという感じもありますが、聞かせていただきたいと思ひます。

まず全体を通してなんですけれども、このあとパブリックコメントのところでの議論にもなるかと思ひますけど、委員である私たちが読んでも、この膨大な資料というのは大変で、なかなか読んでいてもよくわからないし、多いしという感じなので、概要版をつくるのは、まだできてからの話なのかもしれませんが、パブリックコメントへ向けて、今回の改正というか、改善というか、3期のときと今回はここがこう違うんだみたいところが示されたらいいのではないかなと思ひました。

特に、主な事業というような形でいろいろ列記していただけてますので、その中に、例えば新規事業があったら「(新規)」とか、そういうふうにしてやると、これは今回の新しいことかみたいなのかわかるのではないかなというのは、読んでいて思ひました。

それで、障がい者計画のほうからまず行きたいと思ひますけれども、まず第1部の総論の部分なんですけれども、ちょっと私のほうで、大項目と中項目と小項目のところを読みながらわからないので、それが皆さんのページで何ページ辺りにあたるのかがうまく言えないと思ひるので、ちょっと探すのが大変かもしれないんですけども、(2)の地域生活支援拠点等というところが、総論の中にあるかと思ひますけれども、ありますでしょうか。大丈夫でしょうかね。先ほど課長さんがおっしゃっていた部分と重なるところなんですけれども、①から⑤までであるところなんですけど、その④のところに「専門的な対応・人材」というのがある場所なんですけど。

(有川会長)

資料のほうは、今点字のほうの説明されてます？

(栗川委員)

私のほうとしては、点字というか、データでもらったものの中から話してますけど。

(有川会長)

ありがとうございます。事務局のほう、それに対応するところというのは、今わかりますか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

私が説明した、資料で言うと 11 ページの終わりから 12 ページのはじめにかけて、点字だと 43 ページのところになるかと思えます。新潟市の現状ということで、地域生活支援拠点等ということで、どういう機能があって、今どういう機能を新潟市は整備しているかというのが、表で書いてある場所になります。

(栗川委員)

そこかと思えます。そこの中に、専門的な対応、それから人材という項目があって、それぞれの説明、①から⑤の説明がそのあとにあるわけですけれども、さっきの説明で、④はこれからやっていくということなので、抜けてるということで、一応理解はできました。ただ見ていくと、上に①に⑤までであるのに、下に④だけ抜けてるというのが何なのかなみたいのがちょっと思ったというのが 1 個と、それから専門的な対応・人材というのが、これをどうしようというのが、そこがちょっと、多分「育成する」とかそういう感じなのかなとは思いますが、その部分ちょっと言葉を足してもらおうと、よりわかりよくなるのではないかというふうにここは思いました。これが 1 点です。

それから 2 点目。次が、5 の「障がい者就労」というところなんですけど。まだ総論のところ、第 1 部です。ここは、先ほど課長さんのほうから、資料 1 に基づいてお話されたところで、ここで教育委員会の数字入れましたというお話があったんですが、私の資料の見方がおかしいのか、古い、前の会議に出たようなままになっているように、こちらが頂いたテキストデータというか、Word ではそのように見えたので、資料の中にそれらが入ってるのであれば、市役所の障がい者雇用率ですとか、あるいは教育委員会の雇用率の数字が、このところに出てくるのであればいいんですけれども、ちょっと見当たらなかったということで、2 回目でしたっけね、ここで雇用率が新潟県のしかないのは、市の計画を立てるので市の数字が欲しいといったら、課長さんのほうで、あんまり今表に出せないみたいな感じだけど、市のデータもありますみたいなお話もあって、ちょっと口頭で言ってもらったかと思うんですけれども、やはりその辺はここに載せることがまずいいのかどうかみたいところを、再確認をしたいというところが 2 点目です。

それから、第 1 部の最後のほうだと思うんですけど、(2) の障がい児を対象としたアンケートというところがあると思うのですが、これも第 2 回の会議かなんかで質問しましたが、このアンケートはすごく重要なアンケートだと思うんですけれども、設問を読んでい

くと、「あなたのお子さんは」ということで、明らかに保護者を対象としたアンケートになってると思うんですけども、表記としては障がい児へのアンケートなので、お子さんに聞いたのかなということ、その辺は第2回のときに言ったことなので、重複するのでそれ以上は言いませんが、これの扱いについて、どういうふうにお考えになったのかというお答は頂いてなかったの。今回もやはり、実際は保護者アンケートなんだけれども、障がい児のアンケートというふうになってるということですね。私としては、これが保護者アンケートだとわかるように表記してもらったほうがいいという意見ですし、もっとより本質的に言うと、障がいを持つてる人の本人の意思と、それから家族の意思というのは、一致する場合もあるけど違うこともあるので、そういう点では峻別をやっていったほうがいいのではないかとこの考えです。ここをお願いします。

以上が総論のところ。次、第2部の各論の部分に入ります。各論のところ、各論全体にかかわっている部分でいきますと、主な事業というのがいろいろな各事業の中で列記されているところがあるんですけども、読んで、大概のものは何とかな事業とか、何とかな支援とか、何とかなをやりますとか、そういうある項目について何をどうするかとか、それに関する事業みたいな表記になってるのがほとんどなんですけど、ちょっとこれからいくつか続けて言いますが、そういうのはただ名詞がばんばんと並んでるだけのものが結構あって、要するにその事業なんだなということだとわかると言えばわかるんですけど、表現としては「事業」でも何でもつけたほうがきれいかなというふうに思ったところを、いくつか言います。なので、メモしておいてもらって、あとで事務局で検索してもらって、その部分をチェックして、どうするかご検討いただければいいかなと思います。なので、飛び飛びで、皆さんが目で資料探すのは大変だと思いますが、口で言います。まず、「基幹相談支援センター」というのが何回か出てきますが、これは多分その事業かなんかなんだろうと思います。それから、「障がい者相談員設置」という表現があるんですけど、これ設置というのはほかのところと、これ自体ちょっと変かなと、私の感覚としては思いました。それから「新潟市障がい者大運動会」というのもあったり、「点字・声の広報」というのがあったり、「乳幼児健康診査」というのがあったり、「新潟市難病対策地域協議会」というのがあったりしてます。名詞だけが主な事業に並んでるというもので、そこどうするかというのが、ここ細かい点ですけど、見ていただければと思います。

それから、(6)の、どの項目の(6)かわからないですけど、「スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動」というところがあるんですけど、余暇活動の支援というところが、各論の中でどこかの項目の中にそれがあんですけど、ここに、前確かSociety5.0とかっていう言葉があったので、意味がわかりませんと言ったら、こういうふう書き直していただいたのはありがたかったですけど、この文章をずっと読んでると、これに対応する施策というか事業がないので、どうしても入れたいのがあるのかもしれないんですけど、唐突というか、ここの事業の説明の中で、AIとかそういう話がここ出てきましたけど、それがこのレクリエーションやら余暇活動やらのところの事業のところにも一切かわりが出てこない、これは削っていいんじゃないかなというふうな感じで、読んでいて唐突感があったという感じがしました。人生100年時代、AIやロボットやビッグデータが、みたいな、創造社会の提唱みたいなことが書いてありますが、ここに当たる部分。具体的な事業のこれに対応したものが見当たらないので、ここはいらぬのかなというふうに思ったとい

うことです。

それから、(2) 医療・リハビリテーションの支援というところですか。これも大項目のどこになるのかちょっとわからないんですけど。リハビリテーション等入れていただいて、本当にありがとうございました。視覚障がい者も多分想定されているさまざまな生活訓練とか、日常生活訓練や歩行訓練なども、ここに挿入していただいたのは非常によかったと思います。ただ、その下の主な事業のところ、それらのことも書いてもらったらいいのかなというふうに思いました。せっかく文章の中に入れていただいたので、主な事業としてもそれらをやるぞみたいな感じで書いてもらえると、こちらとしてはありがたいということですか。

それから、大きい項目の3番ですね。今までは、大きい2番の中だったんでしょかね。大きい3番の、「療育・教育の充実」のところですか。ここも福祉読本のことを入れていただいたので、少し改善かなというふうには思いますが、やはり教育のところだけと言うとちょっと言葉が強いですが、医学・個人モデルが貫徹してるという感じで、問題があるのはその子みたいな感じで、問題のある障がい児に対して手厚く何かしますみたいな、そういうトーンで書かれていて、障がいというものを、本人が持っている気質や、そういうものとしてとらえるだけじゃなくて、もっと社会的な問題として、あるいは周りの人間のこととか環境やら、あるいは決定的なところとしては、多様性を認めつつ排除しないとか、多様性とインクルージョンとか、そこを両立させていく観点がないと、多様性を認めて、ほかの人とはちょっと違う面があるんだけど、だからあなたはここじゃなくて別の場所ね、みたいな形でいくことが、教育においては多くなってしまってる。これは国の政策とか、そこにかかわってくるので、新潟市独自でどこまでやれるかという問題はあると思いますが、ただ実際の実践といいますか、現場での教育実践においてはいろんなことが、共に生きる社会をつくっていく基盤はやっぱり教育だから、子どものときから、やっぱり障がいのある人も一緒にいてということをやっていく実践というのを、いろいろな方がしてると思うんですね。だからそういうことを応援する意味でも、ここはもうひとつ踏み込んでもらえるといいなというふうに思います。

例えば、この計画の中でも、例えばここの中の、大きい5番の、「生活環境の整備」のところなんかには、住宅の問題なんですけれども、環境要因なんだみたいなことがばしっと書いてあるんですね。だからそういう点では、この計画自体全体としては、障がいのある人もない人も、分け隔てなく共に生きていく社会をつくっていくという、そういうことで、そのためのいわば排除的なとか、インクルージョンにならないような社会のシステム自体を問い直して、あるいはそこを何とか変えていきたいという思いが全体としてはあると思うんですけども、あるいはこの新潟市の条例もそうですけれども、共生社会をつくる条例の啓発のところでもそうですけれども、そういう点で、全体としてはそういうことがあるので、その辺も参考にしながら、少し福祉教育のこととかを入れ込んでいただいたのはよかったと思いますが、もうひとつ粘りたいというところでもあります。

それから次、就労のところだと思うんですけども、その(1) 雇用促進と一般就労の支援のところですか。その「現状と課題」のところ、障害者雇用促進法のこと書いてあって、雇用率のアップみたいなことが書いてあるんですけども、ここは、やっぱり今回、前回の障がい者計画の段階から、この6年間ですか、世の中が動いて変わってきた

部分を反映させるとするならば、この間に障がい者の差別解消法とともに、障がい者の雇用促進法も改正されて、改正障害者雇用促進法では、雇用率のアップもそうですけれども、障がいを持っている人に対しての合理的配慮の提供は、雇用分野に関しては、民間企業も含めて義務化されたわけでありまして、ここは大きな変化だと思うので、ここはそのことについて言及してもらえるといいのではないかと思います。一般の生活の中での障害者差別解消法の対象においては、民間企業等は努力義務になっていますが、この雇用に関してはもう義務になっていますので、かなり強い形で変わって来ますので、ここでこれも入れて、そのことは新潟市としても応援するというか、やっていくという姿勢をここで示してもらえたらいいのではないかと思います。

以上が、第4次障がい者計画の第2部のところです。あと、全体を通しての部分、このあとの第6期障がい福祉計画と障がい児福祉計画の部分にもかかわってきますけど、どこの場所という感じでもないんですが、気になった点があくつかありました。1つは相談とかかかわるところで、素案の初期の段階、あるいは前回の計画のときには、ピアカウンセラーという言葉が計画の中に出てきたけど、今回完全に消えています、これは何か意味があるのかというのは、教えていただきたいと思います。ピアカウンセラーによる相談というのは、僕は重要な気がするんですけども、今回その言葉がなくなった意味をお願いします。

それから、これも何度か出てくるんですけども、障がいのある人の高齢化や重度化、それから「親亡きあと」のことを考えてという表現が何度か出てきます。重度化・高齢化はわかるんですけども、「親亡きあと」という言い方というのは、ひょっとしたらすごい一般的な言い方で、障がい者、あるいは障がい児の福祉をするときに、親亡きあとも心配ないようにみたいな文脈で、多分使われて続けてきた一種の慣用句なのかもしれませんが、ちょっと今回僕自身がここで引っ掛かってしまって、じゃあ親がいる間は親が見るのかみたいなの、そういう感じがあって、この計画の中で親という言葉ってあまり出てこないのに、ここでもちゃんと親という言葉が出てきますし、ただその辺がとても大事な意味を含めて書かれているのであれば、このままでも結構だと思うんですけども、その辺がどうなのかな。かなり古い福祉のイメージ、つまり障がい児は親が見るものだと。親が亡くなったあと困るから何とかしてくださいみたいな、そういう50年前ぐらいとか、そこまでないかもしれませんが、そういうことなのなごりとしてもしこれがあるんだったら、ちょっと検討したほうがいいのかなというふうに思いました。

それから、フォーマルな制度とインフォーマルな制度みたいな表現が、これも散見されまして、インフォーマルというのはNPOとかそういうのがやる場合にインフォーマルと書かれていたんですが、僕なんかの語感から言うと、インフォーマルというのは何かちょっとやばいというか、裏というか、そういう語感が、僕の語感がおかしいのかもしれませんが、フォーマルに対してインフォーマルねという感じで、この辺は語感の問題かもしれませんが、ちょっと引っ掛かったということで、そういう感想です。

それから、「障がいの発見」という言葉なんですけど、障がい者計画のほうには一度も出てこないで、「障がいの気づき」という表現になってるんですけど、障がい福祉計画だったかな、障がい児福祉計画のほうには、結構「障がいの発見」とか、その手の表現がときどき出てまして、これはひょっとしたら古いやつを、本当は発見から気づきに直そうと思っ

ただ、直し切れないままの残っちゃったのかなみたいな感じがしまして、この辺の障がい予防とか発見とか、その辺は議論したっていろいろ問題になるところではあります、とりあえず「気づき」という形で表現をしているのであれば、そのようにしたほうがいいのかなどというふうに思ったということです。

それから最後になりますけれども、これは第6期障がい福祉計画のほうの中の、(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という項目のところなんですけれども、ここは当事者団体の方から、精神障がいのことで教えていただければいいのかもしれませんが、私が読んで感じた中でなんですけど、そこの中の考え方のところ、県が目標設定をするため、本市の目標設定はせずということを書いてありまして、確かここだけなんですよね。県は確かに目標設定するのかもしれませんが、それはそれとして、場合によっては同一目標でも、県がやるから市はしないという論理は何かちょっと変な感じがしましたので、市としても、こここのところも何か目標立てたらいいのではないかなというふうに思いましたし、そのあとの記述読んでいくと、市としての目標ある感じに受け取れますので、こここのところはそういうふうにしたらいんじゃないかなということで、以上すごく長くなったり、多項目にわたったりして、ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、私のほうの意見は以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。大変多くの、かなり大事なことがいくつか述べられていたのかなと思うのですが、事務局のほうでいかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見のほういろいろと頂きました。ありがとうございます。今すぐお答えできるものと、ちょっと検討させていただくものがあるんですけども、まず初めに、一番最初に言われた、パブコメやるときに、この計画を載せてもなかなか見づらくないかなという点につきましては、座長のほうともちょっと意見交換をさせていただいたときに、そういうふうなご意見を頂いたので、この素案の、結局計画ができたなら概要版をつくるので、素案の段階で概要版をつくって、パブコメのときに載せようかなというふうに考えております。そうするとだいぶページ数も短くなって、計画のポイントがわかるようになると思うので、そういったものも一緒にパブコメやっていければなというふうに思っております。

それから、それ以外に頂いた項目、順番になりますけれども、まず者計画のほうでの、地域生活支援拠点等の機能について頂いたところについては、④の人材の育成・確保といったところは、確保または育成を行う機能を、この拠点で有したいというのが本来の目的になりますので、その辺りをちょっとわかりやすくなるようにしていこうかなと思っております。

それから、教育委員会の雇用率の件につきましては、前半の新潟市の現状の部分については、これは行政、市長部局の教育委員会の今どういう雇用率かというのが今載ってなくて、今回修正させていただいたのは、第2部の各論のほうの現状のところ、社会の中で法定雇用率がこういうふうになりましたよと、動きのところ、民間と地方公共団体だけが載っていて、教育委員会の法定雇用率が変わったということが書いてなかったの、

それを今回は修正させていただいたということになります。現状のほうに、市長部局と教育委員会の雇用率の状況が書いてないというところについては、今回ご意見もありましたので、こちらのほうについては載せる方向で検討していこうかなと思っております。

それから、障がい児のアンケートの表記については、このアンケートのほう行ったところがこども未来部のほうになりますので、こちらのほうともちょっと相談させていただいて、どういう形で、どういう目的で、誰からアンケートを行ったのかというのがわかるような形に、影響があれば表記のほう直していこうかなと思っております。

それから、各論の中に書いてある事業について、単なる名詞になっている部分があるということについて、これはおっしゃるとおりでございますので、いま一度各事業のところ確認させていただいて、例えば基幹相談支援センターであれば、「基幹相談支援センターの運営」とかわかるように、修正をしていきたいなというふうに思っております。

それから、文化・スポーツ活動のところの、AI等のくだりの部分については、これ教育委員会の生涯学習の担当部局のほうから、現状でおきてることでお聞きをしたんですけど、それに対応することを何か考えているのかどうかということも含めて、そこが本当に必要かどうか、あらためて担当部局のほうと相談させていただければと思います。

それからリハビリに関する件について、主な事業のところ載せてもらったほうがいいというようなご意見を頂きました。そこについては、実はリハビリの事業を含めて、私ども市役所の都合で申し訳ないんですけども、リハビリの事業とかその他の事業いろいろ含めて、障がい者福祉センター事業という中の1つで、リハビリですとかを行っているということで、個別のリハビリの事業という名前ではなくて、障がい者福祉センター事業という名前でここには載せていただいていたので、その記載をどうするかについては、今日ご意見頂きましたので、考えさせていただければなと思っております。

それから、大きな各論の3番の、療育・教育の部分の、教育の部分の現場での取り組みとかを踏まえた上での、いわゆる環境づくりとか、基盤づくりといったところについて、もう少し記載がいるのではないかといたところにつきましては、教育委員会の担当部局のほうとも、今ほどの意見を踏まえて意見交換をさせていただいて、検討させていただければなと思っております。

それから、大きな各論の4の、障がい者雇用のところについては、法律の中で、民間の義務付けが変わったというところも大きな点だというようなご意見頂きましたので、そこについても「現状と課題」のところには記載ができればなというふうに思っております。

それから、全体を通してということで、またいくつかご意見を頂きましたけれども、ピアカウンセラーという言葉が最初あったんだけど、今新しい最新の案ではないというところについては、私ども障がい福祉課のほうで事業として担当している、障がい者相談員というところについては、ピアカウンセラーというような言葉を使わずに、障がい者相談員を各地域に配置してというような形で書いているんですけども、精神のほうでピアカウンセラーという言葉使ったりするので、その辺ちょっと言葉の使い方もあって、今こちらのほうに書いてないんですが、その辺は精神の担当部局のほうと、その辺統一ができるのか、それとも相談員とピアカウンセラーという言葉を使い分けていくのかというのは、あらためて相談させていただければなと思っております。

それから、「親亡きあと」という言葉について、こちらについて、私ども、昔から使って

いるからとか、特にこういうこだわりがあるというわけではないんですけども、やはり実際に重度の、特に知的の障がい者のご家族の方とお話をしていると、やはりご家族の方が、親亡きあとのことが心配であるというようなことも聞いたりするので、そういった言葉をちょっと今は使わせていただいております。一応国からの指針の中でも、「障がい者の重度化、高齢化、親亡きあとを見据えて」というような言葉が使われていたので、そちらのほうを今私どもも使わせていただいているというところでございます。

それから、フォーマルとインフォーマルといったところ、ちょっと私そこ、具体的にこういうところがというのがちょっとわかりづらかったので、もしであれば、こういうところがというのを教えていただければありがたいなと思います。

あと、「発見」と「気づき」という言葉の違いについては、おっしゃられるとおりの、「気づき」という言葉に統一したほうがいいかなと思いますので、そちらのほうあらためて、パブリックコメント出す前に計画の中確認をさせていただいて、修正をしたいというふうに思っております。

(有川会長)

2 ページのところじゃないですかね。インフォーマル、サービスの提供という言葉があるの。第6期新潟市障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の素案のほうの、参考資料2の2 ページのところに、「NPO 等によるインフォーマルサービスの提供」、この表記だと思います。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

わかりました。ここについては、この表現がいいかどうかというのを含めて、もう少し適切な表現があるか、ちょっと検討させていただければと思います。

それから最後、参考資料2のほうの、精神の目標設定のところ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というところの成果目標というところで、市の目標を設定せずとなっているところについては、もともとこの目標設定をするときに、国のほうで、こういう目標設定を市町村、それから県はこういう目標設定をなささいというような定めがあったので、こちらのほうは市の目標設定の項目に入ってなかったということで、私ども設定をしなかったんですけど、県がつくるというところをつくったんですけど、仮にここにもし市の目標設定をするとなると、県としては、新潟市はこれぐらいの目標数値で、ほかの市町村ではこれぐらいの目標数値なので、合計として県はこういう目標にしますというような考え方で、県のほうが設定するのであれば、私どもの数値が入ってくるんですけど、今そういう状態になってないので、ちょっとその辺は県とどういうふうにするか、それは調整をさせていただいた上で、可能であればそういうことも考えてみたいと思います。今すぐお答えできるものがあまりなくて申し訳ないんですけども、頂いた意見の中で、修正できるものは修正したいと思いますし、直せる部分については関係部局とも、もしくは県のほうとも調整して、最後修正をしたいと思います。以上でございます。

(有川会長)

もう1点ありましたね。障がいの「発見」というところと「気づき」という表記に。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それは「気づき」に統一したほうがいいかなと思うので、もれがないように修正していきたいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

ありがとうございました。それで進めていただければ結構です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いくつか、本当にとっても大事なご指摘があったと思いますので、ぜひ検討いただければと思っております。

ほか、いかがでしょうか。はい、広岡委員。

(広岡委員)

今の栗川委員のお話の中にもあったんですけども、「親亡きあと」ということは、私は以前にも文書で、この会議の中で出させていただいたかもしれないんですけど、今、親の会等、私も県ですとか全国行ったりして、会議なんかやっても、「親亡きあと」の言葉を死語にしようというのが、親の会なんかでは今の通例です。そこのところを考えると、国がこういうこと出して、国が古いのであって、これから先のことを考えていくのであれば、この言葉はもう死語になってるかと思っておりますので、本当に親が生きていようが、死んでしまっても、子どもはちゃんと生きていけるというような、共助だとか公助で手助けしていきましょうということで、今活発にやっていますので、私個人の意見としては、「親亡きあと」はもう死語でカットしてもらってもいいのかなというのは、以前にもちょっと出させてもらったんですけど、そこのところちょっと検討していただければなと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございました。そういったご意見、広岡委員のほうからもありましたので、あらためてそこについては、今のお2人の意見をお聞きする限りでは、その言葉はどうなんだというふうに私ども受け止めましたので、そういった方向であらためて見直したいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。歴史的な背景をたどってみると、確かにそういうこと言っていた時代と、今は違うと思っておりますので、そこら辺の背景をしっかりと確認していただいた上で、検討いただければというふうに思っています。

ほかいかがでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

ヘルプマークについて入れていただいたんですけれども、私も希望して取得しました。それを息子につけていると、電車に乗ったりとかディズニーランド行ったりするときも、すごく過ごしやすく助かっています。これを例えば特別支援学校に入学した生徒に配布するとか。嫌だと言う人もいると思うんですけど。ただ「希望者に配ります」では、施設のストックの数は変わらないような気がします。具体的なことはなかなか福祉計画には載せられないと思うんですけど、どうなのかなと思ったのですが。

(有川会長)

いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ヘルプマークについては、一律に配布するというよりは、ヘルプマークを必要とする人にしっかりと配布できるようにはしていきたいと思っております。逆に言うと、それを単純に配るというよりも、社会の中でヘルプマークというものが、まだ新潟市の中で理解が進んでないというか、このマークってどういう意味なんだろうというのが、まだ進んでいない部分があるのかなというふうに思っていて、最近バスの中なんかでもヘルプマークがあって、こういう方には席を譲りましょうみたいなのがはられるようになりましたけど、そういった形で、公共交通機関ですとか公的施設のほうで、こういうマークをつけている人はこういう人なんですよというのがしっかりとわかるように、社会全体に周知していくことが必要かなというふうに、私どもは今動いているところでございます。

(有川会長)

理解と啓発というところに関連するということで、今学校と話があったので、先ほどの栗川委員のところに出ていたんですけれども、教育のインクルージョン、インクルーシブという問題と関連する話でもありますので、先ほど具体的なもの何か示されてはいかがかというお話も出てましたので、そういったところでも少し関連してくる話かなと思っています。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは意見が出そろったようですので、この辺りで議事1を終了します。

## (2) パブリックコメントの実施について

(有川会長)

それでは、議事(2)のパブリックコメントの実施についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい。それでは、議事(2)パブリックコメントの実施についてご説明をいたします。

資料2をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、1の目的に記載のとおり、本市の計画形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的としており、障がい者計画や障がい福祉計画、障がい児福祉計画など、個別行政分野における基本的な計画は、パブリックコメントを実施しなければならないとされており、パブリックコメントのほうを実施したいというふうに思っております。

2の実施期間でございますけれども、公表日から起算して30日以上の間を定めることとしております。現在、私ども障がい福祉課以外の、福祉部のほかの課におきましても、個別行政分野における計画を作成しているという状況であることから、福祉部内で調整の上、パブリックコメントの実施期間を統一いたしまして、12月21日の月曜日から来年1月19日火曜日までの30日間を、実施期間とする予定でございます。

次に3の周知方法でございますが、市のホームページや市報にいがたへの掲載、報道機関への情報提供を予定しております。市のホームページには、現在、今後募集を予定している政策として、計画の内容や実施予定機関を掲載しています。市報にいがたについては、パブリックコメント開始の前日になります12月20日号で、パブリックコメント実施の記事を掲載する予定でございます。市ホームページ同様、計画の内容や実施予定期間について掲載をいたします。また、報道機関へも情報提供するとともに、障がい福祉関係団体には、各団体に資料を送付したいと考えております。また、この施策審議会や社会福祉審議会の障がい者福祉専門分科会、それから障がい者地域自立支援協議会の委員の皆様にも、資料を個別に送付をしたいというふうに思っております。

次に4番の実施内容ですけれども、計画案の閲覧場所は、障がい福祉課、総務課の市政情報室、公聴相談課、各区地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館の、全部で26施設を予定しております。市ホームページのほうにも掲載をいたします。意見や提案の提出方法は、郵便、FAX、電子メール、窓口持参のいずれかの方法で受け付けたいというふうに考えております。

最後、5番の意見等の反映・結果の公表ですけれども、提出された意見や提案を考慮しながら、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。また計画の中にどのように反映したのか、市としてどのように考えているのかを明らかにするため、原則すべての意見に対する結果を公表するという予定でございます。なお、結果の公表については、資料では3月下旬予定というふうに記載しておりますけれども、パブリックコメントの実施期間終了後、施策審議会のほうの意見を聞いた上で、速やかに公表したいというふうに考えております。

パブリックコメントの実施については以上となりますけれども、今後のスケジュールを参考までにお伝えをしたいと思っております。本日施策審議会のほうで、今ほどまたいくつかご意見のほう頂きましたので、こちらのご意見について必要なところを修正させていただいた上で、12月21日からパブリックコメントを実施して、その実施期間中、1月中旬に社会福祉審議会の障がい者福祉専門分科会のほうを開催いたします。その後、分科会で出た意見やパブリックコメントで提出された意見等を踏まえて、1月下旬から2月上旬の間で、第5回の障がい者施策審議会を開催させていただいて、計画の最終案を確定したいというふうに思っております。最終案確定後は、3月に社会福祉審議会の全体会と、

障がい者地域自立支援協議会のほうで報告を行いたいというふうに思っております。委員の皆様におかれましては、来月も審議会を開催する予定ということで、引き続きご負担をおかけすることになりますけれども、ご協力のほうよろしくをお願いをしたいと思います。私からは以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほども少し出てましたけれども、このパブリックコメントに概要版を付けていただくということと、あと私のほうから1点、これも事前に事務局にお話しさせてもらっていたのですが、情報アクセスIBILITYの話は、今回この審議会でもよく出ていた話ですので、その点に関して少し配慮できる部分に関しては、しっかりやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、特にないようですので、ここで議事(2)を終了いたします。

#### 4. その他

(有川会長)

次に、その他ですけれども、事務局からほかに何かございますでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

今ほどもお話しさせていただきましたけれども、最終案の確定に向けて、もう少し皆様方からご協力いただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。それでは、かなり時間のほう早く、皆さんにご協力いただきまして早く終わりそうですけれども、これで令和2年度第4回新潟市障がい者施策審議会は終了となります。皆様、お忙しいところ長時間にわたり会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間に渡り議事進行ありがとうございました。また委員の皆様も、活発なご意見を頂きありがとうございました。なお、こちらの施策審議会に対して何かご意見があれば、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、ご提出いただくようお願いいたします。

また、今回ご審議いただいている計画の内容について、また今後ご意見があるようであれば、お手数ですがパブリックコメントの中でご意見を出していただくよう、お願いいたします。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和2年度第4回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。